

令和 2 年 4 月 21 日

保護者 各位

太子町生活福祉部社会福祉課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する
対応について（お知らせとお願い）

平素より本町の教育・保育行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の広がりに伴うお子様への影響やご自身の就労環境の変化等から大変な状況下にあろうかと存じます。

本町におきましては、国の緊急事態宣言や兵庫県の対処方針を踏まえ、認定こども園に対して保育サービス等の事業の継続を依頼しつつ、保護者の皆様への登園自粛をお願いしてまいりましたが、施設における同一空間の「密集」「密接」を避けることが非常に困難なことから、園に対し下記のとおり 1 号認定（教育認定）部分の休園を要請したことをお知らせします。

また、2 号・3 号認定（保育認定）部分のお子様の保護者の皆様にも、引き続き、家庭での保育が可能な日の登園の自粛を要請いたします。皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 1 号認定のお子様について

4 月 22 日（水）から 5 月 6 日（水）まで 1 号認定部分は休園とします。

ただし、家庭での見守りができない等、必要やむを得ない事情がある場合には預かり保育を行いますので、各園にお申し出ください。

2. 2 号・3 号認定のお子様について

ご家庭での保育が可能な日は、感染拡大防止の観点から、引き続き登園を控えていただきますようお願いいたします。

感染防止等のため、利用を自粛された場合には、利用者負担額を日割りで計算し、精算いたします。自粛される場合には、その旨施設に申し出てください。

利用を自粛された場合であっても、各施設においては、電話での育児・健康相談等を実施し、在宅での保育の支援を行います。